

2018年3月12日

資源エネルギー庁 長官官房 総務課
エネルギー政策に関する「意見箱」受付担当御中

NPO 法人 循環型社会研究会

エネルギー基本計画及びエネルギー政策に関する意見・要望

今般のエネルギー基本計画は、今後の国際社会において日本が持続可能な発展に貢献する側にまわるか、これを阻害し、地球環境を破壊する側にまわるのかを決する重要な選択を迫るものです。福島第一原発事故や地球温暖化による相次ぐ風水害被害等を目の当たりにしてなお、原子力発電や石炭火力発電に依存を続けることは、環境や将来世代に対する構造的暴力といっても過言ではありません。今後の日本のエネルギー安全保障と経済の安定的な発展のためには十分な自給可能性をもつ再生可能エネルギーの拡大が不可欠と考えます。こうした観点から今般のエネルギー基本計画と今後のエネルギー政策について、次のとおり要望いたします。

1. 公正なエネルギー政策検討プロセスの構築

原子力発電や石炭火力発電への依存という環境や将来世代に対する構造的暴力が継続される大きな理由は、エネルギー基本計画をはじめとしたエネルギーの基本政策が旧来の地域独占電力会社やエネルギー多消費型の重厚長大産業で構成される経団連と関係の深い資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会において、供給側の論理で検討されているためと考えられます。

電力等のエネルギーも他の生産財や消費財と同様、需要者側の論理や外部不経済の影響を受ける側の論理を踏まえて開発・供給が行われる必要があります。環境省、気象庁を含む国土交通省、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、財務省などの中央省庁や地方自治体、再生可能エネルギー事業者、研究者、環境 NGO・NPO など多様な検討主体によるエネルギー基本政策の検討・議論の場を設け、それらの結果を利益相反のない会議体で公正に判断し、決定するプロセスの構築を求めます。

2. エネルギー輸入支出の削減

太陽光発電や風力発電など、高価かつ価格変動の激しい輸入燃料に頼らず国内の無料の自然のエネルギーで電力を自給できる再生可能エネルギー技術の開発と普及が進んでいます。長い目で見れば発電単価などのエネルギーコストはこうした再生可能エネルギーのほうが火力発電や原子力発電より低下するのは明らかです。にもかかわらず、我が国が石油・石炭・ガス・ウラン等の輸入エネルギーに依存し続けることは、温室効果ガスや放射線廃棄物等の負の産物を生み出すために国民の福祉や教育、医療等に必要な国富を流出させていることに等しいと考えます。

エネルギー輸入支出額を的確に把握し、この削減を KPI（重要業績指標）として管理公表することを求めます。

3. 火力発電の順次廃止と二酸化炭素除去設備の義務付け

二酸化炭素排出量の特により多い石炭火力をはじめ、化石燃料を使用した火力発電は、気候変動対策のために2020年以降順次廃止し、2050年までに全廃すること。また、2030年以降は、CCUS（二酸化炭素回収・利用・貯留）など二酸化炭素除去設備の義務付けによって火力発電所からの温室効果ガスの排出ゼロを目指すことをエネルギー基本計画等に明記することを求めます。

4. 原子力施設の過酷事故損害賠償責任の拡大

原子力発電は過酷事故のリスクや100万年単位の安全管理を要する高レベルの放射性廃棄物が発生することから、今後、海外輸出を含め世界的にも推進を継続すべきではないことをエネルギー基本計画等に明記することを求めます。

また、すでに福島第一原子力発電所事故によって、過酷事故が発生した場合、その損害賠償は電力会社や国の負担をも超える額になることがわかったことから、今後、事故が発生した場合は原子力プラントメーカー等にも賠償責任を負わせるよう法制度改正を行うよう求めます。

5. すべての原子炉の廃炉計画の義務付け

拡大製造物責任やライフサイクルアセスメント（LCA）の考え方によれば、適切に廃棄物が処理・処分できないものを燃料や発電手段として使用すべきではありません。原子力発電を継続するためには、使用済み燃料や廃炉に伴う各種放射性廃棄物をどのように適切に管理・処理・処分していくかの廃炉計画を、2025年までに新設を含めすべての原子力発電所に義務付けることを求めます。

特に使用済み燃料プールは震災等に対し脆弱な設計構造のまま放置されているのが現状であり、その耐震安全強化、最終地層処分までの乾式貯蔵等の計画が不十分です。

国は各原子力発電所の廃炉計画に対応した高レベル放射性廃棄物の地層処分の場所を2030年までに決定。できない場合は、各電力会社に地層処分場の確保を義務付け、できない電力会社の発電所は稼働を停止し、緊急避難的に使用済み燃料の乾式貯蔵等の措置を講じるよう求めます。

6. 原子力発電の順次廃止と人材の計画的なシフト

省エネルギーと再生可能エネルギーの普及が順調に進めば、2030年頃には一次エネルギー需要の30～40%を再生可能エネルギーで自給できるようになり、原子力発電に依存しない「脱原発社会」が実現可能になると考えられます。それ以降は、既存の原子力発電所の廃止を廃炉計画にしたがって順次進めるよう求めます。

原子力発電所の廃止に伴う廃炉作業や使用済み燃料の適切な管理・処理・処分は100年以上にわたり多くの新たな技術と人材を必要とすることから、原子力発電所の運転管理に関わってきた人材はそのための要員として計画的な技術教育・訓練と職務転換を図っていくよう求めます。また、原子力発電の安全対策から廃炉解体技術、放射性廃棄物処理処分技術、環境モニタリング技術、環境除染技術、放射線影響低減技術など脱原発後の環境安全技術の研究開発強化を求めます。

7. 送電空き容量の公正な情報開示と再生可能エネルギーの優先給電

現在の地域独占的で原子力・火力優先の電力系統制度が再生可能エネルギーの普及を阻害しています。送電線空き容量の公正な情報開示と再生可能エネルギーをベース電源として優先的に給電するルールと条件づくりを早急に求めます。

原子力と火力発電による電力系統のロックインは、技術と社会のイノベーション機会を奪うもので、わが国及び人類社会にとって最悪の選択です。

8. 自治体エネルギー統計の整備とエネルギー自治

再生可能エネルギー技術の開発と普及は地方公共団体等のエネルギー自治の可能性を大幅に高めました。地域の省エネルギー、創エネルギーの活動を活性化し脱炭素社会を計画的に実現するためには、基礎自治体（市区町村）レベルのエネルギー統計の整備充実が欠かせません。電力・ガス・石油事業者等に基礎自治体単位の詳細なエネルギー生産・消費データの情報開示を義務付け、地域の低炭素化の計画的な推進に資するエネルギー統計の整備を求めます。

また、再生可能エネルギーの開発に伴い、太陽光パネルの反射光や風力発電の風車・騒音などが、既存の自然環境や居住環境に対して問題を引き起こしている例が報告されています。こうした問題が生じないように、地方公共団体（都道府県及び市区町村）が、再生可能エネルギーに適した地域と不適な地域を区分して、あらかじめゾーニング計画を策定できるようにすることを求めます。

9. 総括原価方式と電源三法交付金制度の見直し

電気料金における総括原価主義は電力会社のコスト意識をあいまいにしてコスト負担を国民に簡単に転嫁する仕組みになっています。また、電源三法交付金は地方に原発のリスクを押し付け、中央に地方を従属依存させる構造を作ってしまった負の側面が大きく、これらが新しいエネルギー政策を作っていく上での大きな阻害要因になっているように思われます。電力市場の自由化に合わせて総括原価方式と電源三法交付金制度の見直しを求めます。

10. 再生可能エネルギー100%シナリオの作成

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) が「脱炭素社会に向けた長期シナリオ (2017年2月発表)」 (https://www.wwf.or.jp/activities/climate/cat1277/wwf_re100/#energyscenario2017) に示しているように、現在想定できる省エネルギー技術・再生可能エネルギー（自然エネルギー）技術を活用することによって、国内の一次エネルギーすべてを再生可能エネルギーで自給することが可能になると考えられます。

政府として、2030年「脱原発」を実現し、2050年には一次エネルギー全体を再生可能エネルギーで供給する計画を提示・推進することが望ましいですが、少なくとも全電力について再生可能エネルギーによる自給ができるようにするための各種施策の展開を行うことを求めます。